



穴水町義援金(二次配分/集落配分)

議会事務局: ☎ 52-3700

一律 10 万円
規模加算単価 1 万円

地域・集落の地域コミュニティを維持するために被害を受けた施設の再建に要する費用など、地域・集落の存続のために活用するものとして配分します。

対象自治会 地区・町内会、仮設団地

使用用途は地区・町内会(仮設団地含む)の任意に任せる。

※地区・町内会の施設等管理経費及び活動経費への充当

※規模加算は、R5.12.31現在の住民基本台帳の世帯数又は、
仮設団地管理棟数を乗じる



仮設住宅自治組織形成支援事業

復旧復興対策室: ☎ 52-0934

10 万円
(1団地)

応急仮設住宅団地における自治会組織の設立経費や、自治会の運営・活動に必要な経費を支援します。

対象自治会 仮設団地

※川島第2団地については15万円